

データベース資料有料複写サービス取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、伊万里市民図書館（以下「図書館」という。）において、データベース資料の複写サービスを行う際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(複写サービスの申込)

第2条 複写サービスは、データベース資料複写申込書（様式第1号）の提出をもって行うものとする。

(複写料金)

第3条 複写サービスについては、伊万里市手数料条例（平成12年条例第3号）第3条第2項に基づき、複写に係る実費（以下「複写料金」という。）を徴収するものとし、その額は、1枚につき10円とする。なお、複写に用いる用紙の規格は、日本工業規格A列4判とし、印刷は、モノクロ印刷のみとする。

(複写料金の納入等)

第4条 複写サービスを利用しようとする者は、第2条に規定する申込書を提出後、自ら所定の操作を行い、開架室複写機のコインラックに複写料金を直接納入して複写するものとする。

2 複写料金の納入に係る領収書は、交付しない。

(複写料金の収入等)

第5条 複写料金は、図書館の歳入とし、次の歳入科目で処理する。

(会計) 一般会計 (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入

附則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。